

序章

都市計画マスタープラン について

1 策定にあたって

2 都市計画マスタープランの概要

1 策定にあたって

【1】計画改定の背景

現行都市計画法は、昭和30年代後半からの都市への急速な人口・産業等の諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な拡大が全国共通の課題として深刻化していた社会経済状況を背景に、線引き制度・開発許可制度等の導入を骨格として1968(昭和43)年に制定されました。

羽島市(以下「本市」という。)は、1992(平成4)年の都市計画法改正により規定された市町村の都市計画に関する基本的な方針として、1996(平成8)年に「羽島市都市計画マスタープラン」(以下「本計画」という。)を策定した後、2011(平成23)年に改定を行いました。

この間、人口減少、少子化及び高齢化の進行、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する安全・安心意識の高まり、環境問題など都市を取り巻く状況は大きく変化し、上位計画である「総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)の見直しも行われました。

これらの背景とともに、前計画の改定からおおむね10年が経過したことから、本市を取り巻く社会環境の変化や都市計画に関連する法律・制度等の制定、改正を整理し、新たに生じた課題や社会情勢の変化に対応し、本市が目指す将来都市構造の実現に向けた取り組みをより一層推進するため、本計画を改定します。

【2】本市を取り巻く社会環境の変化

本計画を改定するにあたり、社会環境の変化を整理し、本市の都市・まちづくりに反映させます。

I 人口減少、少子化及び高齢化の進行

人口減少、少子化及び高齢化がますます進行するなかで、労働力の減少や地域活力の低下など様々な面での影響が懸念されます。また、単身者世帯や核家族世帯の増加など、世帯構造にも変化がみられます。

人口減少をできるだけ緩やかにするための魅力あるまちづくりは必要であるものの、これまでの人口増加を前提とした拡大志向のまちづくりから、人口減少、少子化及び高齢化を見据えたまちづくりへと、基本的な方針の転換が求められています。

II 安全・安心意識の高まり

発生が懸念される南海トラフ地震をはじめ、近年頻発している巨大台風やゲリラ豪雨などの自然災害の激甚化に対し、市民の防災意識は急速に高まっています。

国土強靱化や防災・減災に資する都市構造の改善と施設整備が課題となっており、安全・安心な暮らしの確保に向けたまちづくりを進める必要があります。

III 地球規模の環境・エネルギー問題

地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつなどの異常気象が発生しており、地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられています。

再生可能エネルギーの開発・普及のほか、資源・エネルギーの消費量を抑えた環境にやさしいまちづくりが求められています。

IV 市民ニーズ・価値観の多様化

家族や結婚、生活様式や就労形態が多様化し、物の豊かさより心の豊かさ、生活の利便性より快適性、さらには個性を重視する傾向が強まっています。

多様な価値観に対応した、住環境や街並みの整備など、成熟した都市ならではの質的向上に対応したまちづくりが求められています。

V 広域交流社会の進展

リニア中央新幹線や東海環状自動車道の整備など、新たな交通網整備の大型プロジェクトが進んでいます。

今後さらに、都市間交流の拡大、グローバル化の潮流は続くものと考えられ、財・サービスの流入を促し、ヒト・モノの交流を再活性させ、持続的な成長を維持させるまちづくりが求められます。

VI 社会資本の老朽化

人口減少、少子化及び高齢化の進行などを背景に、地方自治体の財政は、厳しい状況下にあるなかで、高度成長期に整備された公共施設やインフラの老朽化が進行し、更新費用の増大に伴う財政負担が懸念されます。限られた財源を有効に活用するため「コンパクト・プラス・ネットワーク」による集約型都市構造を進め、効果的・効率的なまちづくりが求められています。

VII SDGs(持続可能な開発目標)の達成

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略で、2015(平成27)年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された2030(令和12)年までの「持続可能な開発目標」です。誰一人として取り残されることのない持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、持続可能な開発の三側面、すなわち経済・社会及び環境の課題がひとつの目標のもとに統合されました。

本市の新たなまちづくりにおいても、SDGsの達成に向けた取り組みが望まれます。



Ⅷ スマートシティの進展

近年、IoT (Internet of Things)、ロボット、人工知能 (AI)、クラウド、自動走行車、ビッグデータといった社会の在り方に影響を与える新たな技術の開発が進んでいます。

これら先端技術を産業や社会生活の様々な場面で活用する取り組みが進められており、我が国でも経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society 5.0」(超スマート社会)が、提唱されるなど、今後、イノベーションの進展により経済社会構造が大きく変化した未来が予想されることから、変革に対応した都市空間や都市機能の実現が求められます。

Ⅸ 感染症等による新たな脅威への対応

2020(令和2)年に、新型コロナウイルス感染症が流行し、感染拡大を予防する「新たな生活様式」が定着しつつありますが、人類への脅威を正確に予測することは困難であります。

将来が不透明な状況においても、今後も起こりうるあらゆる変化に対応できるようにまちづくりを進める一方、新しい働き方や生活様式の変化を、都市の持続的発展につなげていくための積極的な取り組みが求められます。

【3】 都市計画に関連する法律・制度等の制定、改正

前回の改定以降、都市再生特別措置法の改正等が行われており、今回の改定は、都市計画に関連する法律・制度等の制定、改正を踏まえて行います。

施行	法律・制度	内容
2014年8月 (H26年)	都市再生特別措置法の改正 (立地適正化計画制度の創設)	コンパクトな都市構造の形成に向け、従来の都市計画法に基づく土地利用の誘導に加え、居住や都市機能の誘導を推進
2014年11月 (H26年)	まち・ひと・しごと 創生法の制定	東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持する
2016年9月 (H28年)	都市再生特別措置法の改正 (国際ビジネス環境・生活環境の整備)	国際ビジネス環境・生活環境の整備
2018年4月 (H30年)	都市緑地法等の改正	生産緑地の規模引き下げ等
2018年7月 (H30年)	都市再生特別措置法等の改正 (都市のスポンジ化対策)	利用権設定計画制度(地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権に拘らず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画)の創設
2020年9月 (R2年)	都市再生特別措置法等の改正 (安全で魅力的なまちづくりを推進)	災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出等
2021年5月 (R3年)	特定都市河川浸水対策法等の 改正	都市施設に「一団地の都市安全確保拠点施設」を追加、地区計画における防災上必要な機能の地区施設への追加、敷地地盤高や居室床面高さの最低限度の設定等

2 都市計画マスタープランの概要

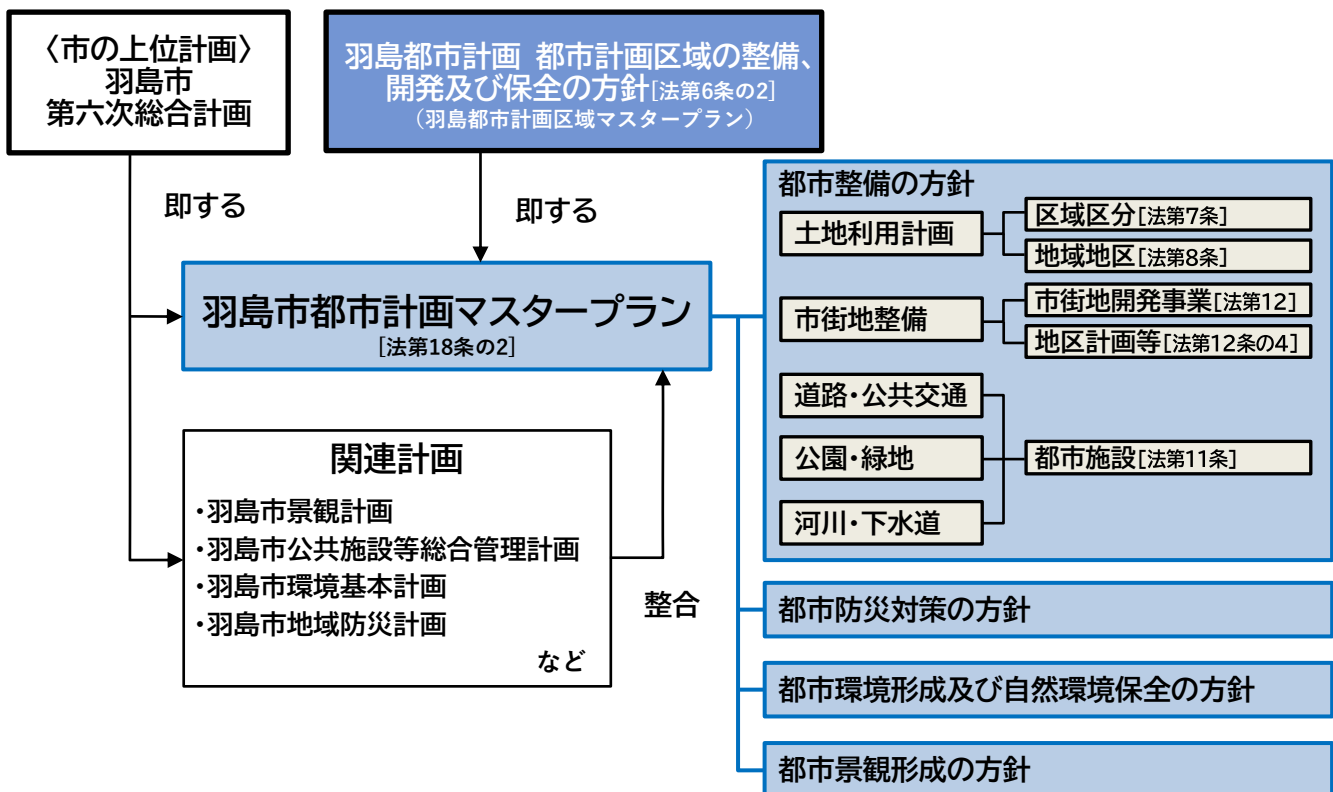
【1】 目的と役割

本計画は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

【2】 計画の位置づけ

都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、上位計画である「羽島市第六次総合計画」や県が定める「羽島都市計画区域マスタープラン」に即して定め、関連計画や都市整備の方針と整合を図ります。

〈都市計画マスタープランの位置づけ〉



※法:都市計画法

【3】 計画の目標年次

本計画は、20年後の都市の姿を展望し、概ね10年後の2030(令和12)年度を目標年次として設定します。また、社会経済情勢や都市計画区域マスタープラン、総合計画等との整合を図るため、必要に応じて適宜見直しを行います。



【4】 計画対象区域

計画対象区域は、羽島市全域（都市計画区域）約5,366haを対象とします。

【5】 都市計画マスタープランの構成

本計画は、「羽島市の現況」、都市づくりに関する「上位・関連計画等」を整理し、「市民意向調査」を踏まえてまちづくりの課題を抽出し、まちづくりの基本理念と目標、将来都市構造、分野別まちづくり方針を示す「全体構想」と地域ごとのまちづくりの目標や方針を示す「地域別構想」で構成します。

